

平成30年災における大規模災害査定方針の適用実績について

【農地・農業用施設】

農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室

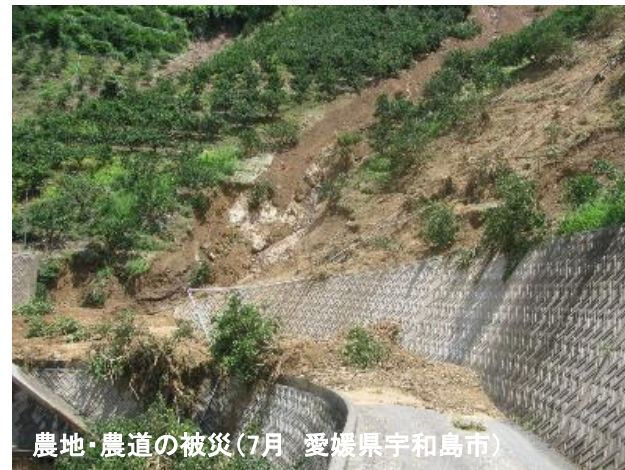
1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

対象災害

○平成30年災は、3つの災害が激甚災害(本激)の指定となり、大規模災害査定方針が適用された。

①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)(災害期間:5月20日から7月10日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):7月15日
- ・激甚災害の指定:7月27日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数52,001箇所、被害額1,405.3億円



1. 大規模災害査定方針の対象となった災害

②平成30年北海道胆振東部地震(災害期間:9月6日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):9月13日
- ・激甚災害の指定:10月1日 公布・施行
- ・農地、農業用施設等の被害概要(H31.1.28時点公表):被害数305箇所、被害額579.6億円



農地・施設の被災(9月 北海道厚真町)



水路(管水路等)の被災(9月 北海道安平町)



農地の被災(9月 北海道むかわ町)

③台風第24号(災害期間:9月28日から10月1日)

- ・激甚災害指定見込み発表(内閣府):11月15日
- ・激甚災害の指定12月5日 公布・施行
- ・農地・農業用施設等の被害概要(H31.1.9時点公表):被害数:5,090箇所、被害額:115.6億円



農地の被災(9月～10月 京都府伊根町)



農地の被災(9月～10月 宮崎県西臼杵郡)

2. 大規模災害査定方針の適用

(1) 机上査定上限額の引上げ

【簡素化による効果】

机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。
(参考: 農地・農業用施設)

H30年災 200万円未満の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約41%

H30年災 上限額以下の机上査定件数 / 全机上査定件数 = 約78%

机上査定上限額の引上げにより、机上査定件数が約37%増加。

※事業主体において、机上査定より実地査定が効率的と判断し、机上査定上限額以下でも実地査定を行う場合がある。

①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
北海道	200万円未満	2,000万円以下	3,000万円以下
福井県		600万円以下	1,000万円以下
岐阜県		500万円以下	2,000万円以下
滋賀県		200万円以下	800万円以下
京都府		450万円以下	500万円以下
大阪府		300万円以下	2,630万円以下
兵庫県		400万円以下	500万円以下
奈良県		—	1,200万円以下
岡山県		500万円以下	2,000万円以下
広島県		420万円以下	2,000万円以下
山口県		500万円以下	700万円以下
徳島県		250万円以下	1,320万円以下
香川県		550万円以下	1,400万円以下
愛媛県		1,800万円以下	2,000万円以下
福岡県		400万円以下	2,500万円以下
長崎県		—	500万円以下
熊本県		400万円以下	500万円以下
大分県		350万円以下	500万円以下
宮崎県		350万円以下	600万円以下
鹿児島県		250万円以下	400万円以下

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		海岸保全施設	地すべり防止施設
愛媛県	300万円未満	2,500万円以下	2,500万円以下

2. 大規模災害査定方針の適用

②平成30年北海道胆振東部地震

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農 地	農業用施設
北海道	200万円未満	6,600万円以下	7,200万円以下

③台風第24号

都道府県名	通常時	拡大後（机上査定上限額）	
		農地	農業用施設
山梨県	200万円未満	500万円以下	1,500万円以下
静岡県		—	1,000万円以下
京都府		300万円以下	400万円以下
鳥取県		400万円以下	600万円以下
岡山県		300万円以下	2,000万円以下
香川県		500万円以下	800万円以下
愛媛県		340万円以下	500万円以下
宮崎県		300万円以下	800万円以下

2. 大規模災害査定方針の適用

(2) 採択保留額の引上げ

【簡素化による効果】

採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

工 種	通常時	拡大後(採択保留額)
農業用施設	2億円以上	2億5千万円以上

(3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

【簡素化による効果】

設定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農 地 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設 : 北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設 : 愛媛県
- ・地すべり防止施設 : 愛媛県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農 地 : 北海道
- ・農業用施設 : 北海道

③ 台風第24号

- ・農 地 : 山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設 : 神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

2. 大規模災害査定方針の適用

(4) 一箇所の工事

【簡素化による効果】

工事の工期や発注単位を勘案し、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することで、早期着手する災害復旧事業が増加します。

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・農地 : 北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・農業用施設 : 北海道、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・海岸保全施設 : 愛媛県
- ・地すべり防止施設 : 愛媛県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・農地 : 北海道
- ・農業用施設 : 北海道

③ 台風第24号

- ・農地 : 山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県
- ・農業用施設 : 神奈川県、山梨県、京都府、鳥取県、岡山県、愛媛県

2. 大規模災害査定方針の適用(参考)

農地、農業用施設以外における農林水産省の各部局が所管する対象施設(暫定法)の適用状況

(1) 机上査定上限額の引上げ

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	500万円以下
鳥取県		600万円以下
岡山県		659.8万円以下
広島県		860万円以下
山口県		1,400万円以下
徳島県		1,374.6万円以下
愛媛県		2,000万円以下
高知県		1,550万円以下
福岡県		877.5万円以下
佐賀県		600万円以下

ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,500万円以下

② 平成30年北海道胆振東部地震

i. 林道

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	3,610万円以下

ii. 林地荒廃防止施設

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
北海道	300万円未満	1億8,000万円以下

③ 台風第24号(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (机上査定上限額)
京都府	300万円未満	700万円以下
鳥取県		978.6万円以下
徳島県		577.7万円以下
愛媛県		1,335万円以下

(2) 採択保留額の引上げ

平成30年北海道胆振東部地震(林道)

都道府県名	通常時	引上げ後 (採択保留額)
北海道	2億円以上	4億8,400万円以上

(3) 査定設計書に添付する図面等の簡素化

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道 : 京都府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道 : 北海道
- ・林地荒廃防止施設 : 北海道

③ 台風第24号

- ・林道 : 京都府

(4) 一箇所の工事

① 平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)

- ・林道 : 岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県

② 平成30年北海道胆振東部地震

- ・林道 : 北海道
- ・林地荒廃防止施設 : 北海道

3. 大規模災害査定方針適用通知までの日数(農地・農業用施設)

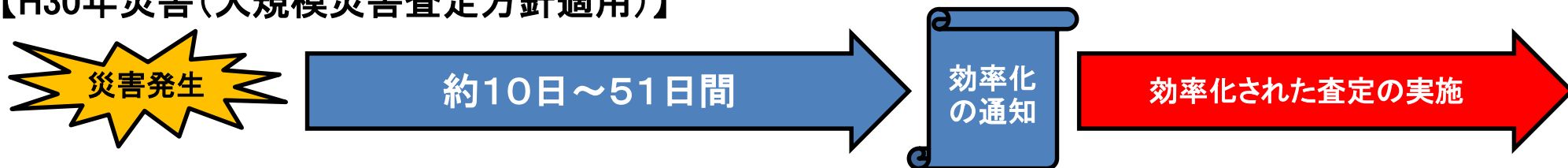
大規模災害査定方針対象の災害発生日から適用通知までの日数

- ①平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨含む)
→ 適用通知日:7月20日(災害終息後から10日後、指定見込み公表から5日後)
- ②平成30年北海道胆振東部地震
→ 適用通知日:9月20日(災害終息後から14日後、指定見込み公表から7日後)
- ③台風第24号
→ 適用通知日:11月22日(災害終息後から51日後、指定見込み公表から7日後)

【従来】



【H30年災害(大規模災害査定方針適用)】



【事前ルール化による効果】

査定の効率化の通知が最短で約30日間程度短縮され、早期に災害復旧事業計画概要書等の作成が可能となります。

本査定方針の適用により、平成30年災においては1月末までに災害査定が完了。